

合同会社はこだて恵山地熱「(仮称) 恵山地熱発電事業」に係る第二種事業についての判定について

令和3年12月23日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産業保安グループ

当省は、合同会社はこだて恵山地熱「(仮称) 恵山地熱発電事業」に係る第二種事業についての判定を行った結果、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第16条（第二種事業の判定の基準）に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、同条第14号（自然環境）及び第22条イ（自然公園）の規定に該当し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められることから、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第3項第1号の規定に基づき、本日、合同会社はこだて恵山地熱に対し、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで、当該第二種事業が実施される区域を管轄する北海道知事宛てに同様の通知を行った。

(これまでの手続き)

第二種事業概要等の届出受理	令和3年11月 8日
北海道知事意見照会	令和3年11月15日
北海道知事意見受理	平成3年12月16日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）